

# 笠松町男女共同参画プラン

～男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり～

概要保存版



町では、男女共同参画社会基本法に基づき、笠松町男女共同参画プランを策定しました。  
これは、「笠松町男女共同参画推進懇話会」や昨年8月に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の意見などを反映させ、地域の特性を生かしたもので、基本理念を「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」と掲げ、3つの基本目標の下、55の具体的施策の事業を進めていきます。  
また、プランを推進するため「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」を定め、それぞれの努力目標としました。



## ◎男女共同参画社会とは

“男だから”とか“女だから”ということにとらわれずに、個人の希望や意思が尊重されて、個性、能力を発揮することのできる社会のことです。

男女共同参画社会基本法のなかでは、「男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と記されています。

## ◎なぜ、男女共同参画プランが必要なの

戦後の高度経済成長期の日本では、「企業戦士として外で働く夫のために、妻専業主婦として家庭を守る」ことで社会が成り立っていました。現在は、女性の社会進出も進み、男女の差別みたいなことはあまり感じないと思われるかもしれませんが、個人のライフスタイルや価値観が多様化している今では、そういう時代にその人が本来持っている個性や能力を発揮できないこともあります。性別による固定的な役割分担意識が根付いている場合が多いことから一人ひとりがこの意識を解消することが、男女共同参画社会の実現につながります。

## ◎男女共同参画プランの目標年度は

このプランは、平成21年度から25年度までの5年間を計画期間としており、これから町で取り組んでいくさまざまな事業について、その効果を毎年度検証し、必要に応じ見直しを行い、その後の取り組みにつなげていきます。

## ◎男女共同参画プランの内容は

このプランづくりのために行った住民意識調査の結果や、プランを検討する懇話会で出された意見、そして「男女共同参画社会基本法」を踏まえて次の3つの基本目標を掲げ、さまざまな事業に取り組めます。

基本目標Ⅰ	<b>男女平等意識の啓発</b> 男女がともに「男だから～、女だから～」という固定観念にとらわれず、住民一人ひとりの多様な個性・能力・生き方を認めあえるまちづくりを目指します。
基本目標Ⅱ	<b>男女共同参画ができる家庭・地域・労働環境の形成</b> 男女がともに対等なパートナーとして家事・育児・介護を共同で担い、多様な働き方ができる社会、また、女性が行政や職場、地域社会などあらゆる場に積極的に参画できるまちづくりを目指します。
基本目標Ⅲ	<b>男女がともに認めあい、尊重しあえる社会の形成</b> 男女がともに一人の人間としてお互いを認めあい、子どもから高齢者まで生涯にわたり人権が尊重されるまちづくりを目指します。

## 基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

### 基本方針1 家庭における男女平等意識の啓発

- (1) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭環境づくりに向けた意識啓発を行います。
  - 男女共同参画社会に関する情報の提供など

### 基本方針2 地域社会における男女平等意識の啓発

- (1) 男女平等の視点からの意識慣習などの点検・見直しを行います。
  - 町内会など地域役員への女性参画の促進など

### 基本方針3 生涯にわたる男女平等教育の推進

- (1) 保育所・保育園・幼稚園・学校などにおける男女平等教育の充実を図ります。
  - 学校、教育関係などとの連携による研修会や講演会の開催など
- (2) 生涯学習における男女平等教育の推進を図ります。
  - 各種研修会や講座を活用した学習機会の提供など
- (3) 「道徳のまち笠松」の推進に努めます。
  - 行動と心の育成など



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる家庭・地域・労働環境の形成

### 基本方針1 女性が参画できる地域社会の推進

- (1) 政策・方針決定の場への女性の積極的登用の促進を図ります。
  - 委員会・審議会などへの女性の登用促進など
- (2) 女性の能力を発揮するための支援体制の充実を図ります。
  - 女性の能力発揮支援のためのセミナー・講習会の開催など

## 基本方針2 男女がともに家庭生活と職業(仕事)を両立できる環境の整備

- (1) 家事・育児・介護などへの男性の参画を促進します。
  - 男性が積極的に家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供など
- (2) 子育て・介護支援体制の充実を図ります。
  - 放課後児童クラブの充実など
  - 介護予防・生活支援の充実など

## 基本方針3 男女の性別に偏らない労働環境の整備

- (1) 男女均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備に努めます。
  - 育児・介護休業の取得の促進など
- (2) 自営業などにおける女性の経営参画を促進します。
  - 自営業などにおける女性経営参画意識向上の啓発など



## 基本目標Ⅲ 男女がともに認めあい、尊重しあえる社会の形成

### 基本方針1 男女の人権が尊重される環境の整備

- (1) 女性の人権擁護のための意識啓発を行います。
  - 町の広報・刊行物などにおける性別にとらわれない表現の推進など
- (2) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めます。
  - セクハラ・DV防止に関する意識啓発・情報提供など
- (3) 相談体制の充実を図ります。
  - 被害者の立場に立った電話・面接による相談体制の充実強化など
- (4) 被害者支援の充実を図ります。
  - 被害者支援の情報提供など



### 基本方針2 男女が心身ともに健康でいられる環境の整備

- (1) 男女の生涯を通じた健康管理への支援体制の充実に努めます。
  - 健康づくりなどの講座を実施など
  - 母子保健施策の充実など

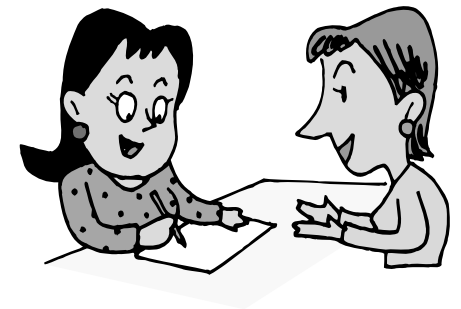
### 基本方針3 高齢者などが社会参加できる環境の整備

- (1) 高齢者などの社会参加の支援と啓発を行います。
  - 各種介護サービスの充実と情報提供など
  - バリアフリーのまちづくりの推進など



## 基本方針4 国際理解と国際交流の推進

- (1) 国際交流の推進に努めます。
  - 学校・地域における国際交流の推進など
- (2) 町内在住の外国人が暮らしやすい環境整備に努めます。
  - 地域における外国人との交流促進など



## ◎プランの推進は

このプランを効果的に推進するために行政はもちろんのこと家庭・地域・職場における取り組みが大切です。そこで、「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」を定め、それぞれの努力目標とします。

### 家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ

#### ★家庭では

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事・育児・介護に積極的にかかわりましょう。

- 男女がともに家事・育児・介護を分担します
- 性別にこだわらないで子どもの個性を伸ばします
- 男女がともに身体や健康を守る権利を大切にします
- 夫婦間でお互いの人権を尊重して暴力をなくします
- 自営業などにおける男女のパートナーシップを確立します
- 家庭で男女共同参画について話し合います



#### ★地域では

男女がともにさまざまな分野に参画できるよう、個人の生き方を妨げる古くからの社会慣習やしきたりを見直しましょう。

- 地域団体の役割分担を男性中心型から男女共同参画型に改めます
- 地域の中に根強くある男性中心の慣習、しきたりを見直します
- 地域の中で、みんなで子育てを支援します
- 地域で高齢者、一人親家庭を支えます
- 地域における男女共同参画を話し合います



#### ★職場では

男女がともに仕事と家庭を両立でき、また個人の意欲や能力を十分に発揮できる環境整備に努めましょう。

- 雇用における男女平等を進めます
- 男女がともに能力を十分に発揮できるよう積極的に改善措置を行います
- 男女がともに育児・介護休業の取得を進めます
- セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりを進めます
- パートタイム労働など多様な就労条件の整備を進めます